

平成26年度第1回
新宿区住宅まちづくり審議会

平成26年5月29日

新宿区都市計画部住宅課

平成26年度第1回新宿区住宅まちづくり審議会

開催年月日・平成26年5月29日

出席した委員

大方潤一郎、佐藤滋、土屋修、篠原みち子、石川彌栄子、西山博之
伊藤衛、舟生アイ、長谷川照子、桑原弘光、宮坂忠昌、西村敏、野村正俊
針谷弘志、小池勇士、新井建也

欠席した委員

田近武友

議事日程

報 告

- 1 新宿区住宅まちづくり審議会委員・幹事の変更について

議 題

- 1 高齢者の住まいの確保について

議事のでんまつ

午前9時30分開会

○事務局（山崎居住支援係長） おはようございます。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成26年度第1回住宅まちづくり審議会を開催いたします。

私は事務局の住宅課居住支援係長の山崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。本日欠席の委員は田近委員1名でございます。定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

なお、西山委員と新井委員は所用により、途中で退席させていただきます。

座らせていただきます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。資料は次第、A4、1枚でございます。

続きまして、参考資料になります。新宿区住宅まちづくり審議会委員名簿、新宿区住宅まちづくり審議会幹事名簿です。なお、本日の議題資料につきましては、事前に郵送させていただいております。高齢者の住まいの確保支援と、資料1、新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書、資料2、住宅課で実施している高齢者等への入居支援、資料3、住宅ガイドです。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。皆さんお持ちでしょうか。

○篠原委員 すみません、資料2が抜けてきちゃいました。ごめんなさい。

○事務局（山崎居住支援係長） 今、お持ちいたします。

続きまして、お手元のマイクの操作について説明させていただきます。発言にはこの長いマイクを使って御発言ください。下にある「要求4」というところを発言の際に押していただきまして、発言が終わった後は、その右側にあります「終了5」というボタンを押してください。

~~~~~

報 告

1 新宿区住宅まちづくり審議会委員・幹事の変更について

~~~~~

○事務局（山崎居住支援係長） 議事の前に、住宅課長から委員の変更について報告させていただきます。恐れ入りますが、参考資料の委員名簿及び幹事名簿を御覧ください。

○事務局（佐藤住宅課長） 報告1 新宿区住宅まちづくり審議会委員・幹事の変更について、御報告申し上げます。

区職員の異動に伴う委員の変更です。福祉部長、小池委員です。

○小池委員 小池でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） 続きまして、幹事の変更です。新幹事の峯岸子ども家庭課長です。

○峯岸子ども家庭課長（幹事） よろしくお願ひいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） 木内新宿駅周辺整備担当副参事です。

○木内新宿駅周辺整備担当副参事（幹事） よろしくお願ひいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） 依田地域整備課長です。

○依田地域整備課長（幹事） よろしくお願ひいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） そして私、住宅課長、佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

次第に従いまして、進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

~~~~~

## 議 題

### 1 高齢者の住まいの確保について

~~~~~

○**大方会長** それでは、早速でございますけれども、議題に入りたいと思います。では、事務局から御説明よろしく願いいたします。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 議題につきまして、事務局より御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず、資料1、新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書を御覧ください。

この報告書でございますが、福祉部高齢者福祉課が事務局として、平成24年10月に設置した新宿区支援付き高齢者住宅検討会で、これまで9回検討会を開催し検討してきた内容となっております。審議会の委員でもおられる**石川委員、土屋委員、そして西山委員**の3名様に、検討会の外部委員として御尽力いただきました。ありがとうございました。

平成25年度の第2回新宿区住宅まちづくり審議会及び第3回新宿区住宅まちづくり審議会にて、委員の皆様から頂戴いたしましたさまざまな御意見や御要望等を参考にさせていただき、新宿区支援付き高齢者住宅検討会として資料1の報告書にまとめました。

報告書は検討会からの提言という位置づけで、区の計画ではありません。区は報告書を受け、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。なお、本日の審議会の資料説明においても、この新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書を活用しながら説明させていただきたいと思っております。

それでは、平成26年度第1回新宿区住宅まちづくり審議会資料、「高齢者の住まいの確保支援～住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように～」、少し薄いペーパーですが、それでも御覧ください。

まず、1番、新宿区の高齢者と住まいの現状です。資料1の支援付き高齢者住宅検討会報告書の6ページを御覧ください。まず、新宿区の高齢者人口、高齢者の割合です。よろしいでしょうか。

新宿区における平成26年1月1日現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口ですが、6万3,968人ということで、総人口に対し65歳以上の人口が占める割合は19.7%、75歳以上が占める割合は9.7%、細かくは9.72%になっております。1年前の25年と比べますと、65歳以上人

口に占める割合が19.4%、75歳以上が占める割合は9.70%ということで、1年前と比べても高齢化は進行しております。

また、新宿区新宿自治創造研究所による国勢調査に基づく新宿区将来人口推計というのがありまして、その中位推計の結果によりますと、65歳以上人口に占める割合は、2020年には20.1%、2030年には21.1%、それから75歳以上人口に占める割合は、2020年には10.5%、2030年には11.9%を予想しております。このように新宿区としては、高齢化が進んでいくと見ております。

次に、全国、東京都と比較した高齢化率です。平成22年の国勢調査では、新宿区の高齢化率19.1%は、東京都20.4%、及び全国に比べて低いものの、65歳以上人口に占める一人暮らし率は33.7%、全国平均の16.4%に比べて高いという特性がございます。また、先ほどの自治創造研究所の国勢調査に基づく推計ですけれども、これによりますと、65歳以上人口に占める一人暮らし率は2020年には39.8%、2030年には42.7%と、これも進んでいくと考えてございます。

次に、自宅への居住継続意向でございます。7ページの表6を御覧ください。平成22年度、25年度の新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査からは、新宿区の高齢者の多くが、介護が必要になってもできる限り自宅で生活を続けたいという方が25年度62.3%、それから自宅で最期を迎えたいと考えているということがわかります。一般高齢者に比べ、要支援・要介護認定者の方が、より自宅への定住意向が高くなっているということで、25年度は85.6%になっているところでございます。

次に、表5を御覧ください。また、高齢者の5人に1人、1万2,339人が要支援・要介護認定を受けており、そのうち日常生活に何らかの見守り、支援が必要な認知症状のある高齢者は、約6割57.14%が在宅で生活しております。

次に、11ページの表14を御覧ください。現在の住まいでの不便、不満を抱えていることについてです。要支援・要介護認定者の約3割31.2%が、階段の昇り降りが大変ということです。次いで浴室・浴槽が使いにくい、室内に段差があるという方が1～2割となっております。

次に、12ページの表17を御覧ください。新宿区の住まいにおける高齢者等のための設備の状況でございます。平成20年住宅・土地統計調査では、新宿区にある65歳以上の世帯員のいる専用住宅は、持ち家が62.9%、借家が37.1%と、持ち家率が高くなっています。そのうち、手すりがある、廊下などが車椅子で通行可能な幅等、高齢者のための設備がある住宅は、総住宅数の約6割以上を占める、そういうことですが、借家・持ち家別に見ると、借家の約半数はバリアフリーの設備がない現状でございます。

次に、施策事業の概要です。あわせて資料2の住宅課で実施している高齢者等への入居支援、それと資料3の住宅ガイドも御参照ください。

まず最初、住宅ガイドのほうで、15ページを参照しながらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ページが横に打ってあるので、ちょっと見にくいです。

新宿区では、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部と協定を結びまして、民間賃貸住宅への住み替え相談を、週1回実施しているところでございます。第5金曜日を除く毎週金曜日の午後に第一分庁舎、この庁舎の隣ですけれども、その2階で実施しております。

次に、ガイドの11ページを御覧ください。高齢者の入居支援施策として、区が協定を結んでいる保証会社等のあっせんと、保証料の助成を行う家賃等債務保証料助成を行っています。対象は、緊急連絡先のある60歳以上の方のみで構成される世帯、障害者世帯、ひとり親世帯でございます。

また、賃貸住宅の貸し主、借り主、双方の不安を解消するため、緊急通報装置等設置利用料の一部助成を行う緊急通報装置等利用料助成を行っております。区内の賃貸住宅に居住する60歳以上のひとり暮らしで、装置の契約をした方が対象ということで、利用料の半額を、5年間が限度ですけれども、助成をしております。

次に、住宅ガイドの10ページを御覧ください。立ち退きを求められた高齢者世帯の移転料、それから家賃差額の助成を、住み替え居住継続支援として実施しております。引っ越し荷物の運搬にかかった費用の実費を最大15万円、転居前後の家賃の差額の2分の1を24カ月分、単身世帯の場合は36万円限度、複数世帯の場合は54万円限度で助成をしております。

次に、ガイドの16ページを御覧ください。住宅の増改築・修繕時に区が窓口になりまして、施工業者をあっ旋し住宅改善への支援を行う、住宅修繕工事等業者あっ旋を実施しております。これは、新宿区住宅リフォーム協議会を通じて工務店等を紹介しているものでございます。このほかに、高齢者用住宅を確保し、ワーデン（生活協力員）あるいはL S A（生活援助員）が高齢者の安否確認、それから緊急時の対応をするシルバーピア住宅として、区営住宅を管理運営しております。高齢者が自立して安全な日々、日常生活を送れるように支援しているところでございます。

これらの入居支援施策の中には、十分に利用されていない事業もございます。平成25年度に住宅課内でプロジェクトチームを立ち上げまして、施策の検証や情報収集を行ってきました。

それでは、次に施策事業の現状と課題でございます。今度はA3、1枚の、資料2を御覧ください。

先ほどのガイドと繰り返しになる面もございますけれども、まず一番上の住宅相談（住み替え相談）でございます。平成25年度に実施した住み替え相談におきましては、相談者が301人中、65歳以上の高齢者は183人、60.8%でございました。実際に民間賃貸住宅への住み替えができた高齢者は、そのうちの22人、12.0%ということで、高齢者の住み替えが簡単ではない、容易ではないということを示しております。

車椅子利用者や介護を要する高齢者は、住宅内外でバリアフリー化され、エレベーターを設置している民間賃貸住宅への住み替えを希望しております。しかし、支払い可能な家賃の、民間住宅にはこれらの条件を満たす住宅が極めて少ないという実態、このことが高齢者の住み替えを困難にしているのかと考えてございます。

また、住み替え相談において、65歳以上の高齢者に対し不動産業者を紹介できても、身寄りがいない場合、孤独死等の高齢者ゆえの事故発生を危惧するオーナーさんもいらっしゃいまして、高齢になるほど住み替えにくい実態があるのかと思っております。このようなオーナーの懸念材料を払拭する支援策として、先ほど、資料2の3番目に出ています緊急通報装置等利用助成というのもあります。これは24年度に開始しましたが、ちょっと利用が少ないという課題がございます。

次に、資料2の2番目を御覧ください。高齢者等入居支援（家賃等債務保証料助成）でございます。民間賃貸住宅の契約に際しまして、保証人を立てることができない高齢者が多いという実態がございます。そこで、保証人がいない方を対象に、保証会社のあっ旋を行っております。しかし、保証会社の審査を通らないケースがあることや、生活保護世帯は保護費から支出となり、本事業の助成につながらないということから、利用件数は年間数件にとどまっているところでございます。住宅課としましても、保証会社を1社から2社、2社から3社に増やした結果、利用件数は増えているものの、ちょっと目標の水準まではいっていないというところで、さらに効果的な事業にしていくように考えてございます。

それから、先ほど、繰り返しになりますけれども、3番目でございます。緊急通報装置等利用料助成です。緊急通報装置を設置することで、民間賃貸住宅のオーナーさんに対しまして安心感を与えて、高齢者に対する入居制限を解消する目的で事業を開始いたしました。高齢者の方から相談はあるものの、利用実績は民間としてはないというところでございます。この制度は、高齢者への住宅賃貸に当たり、貸し主に安心感を与えることで、入居制限をなくすことを目的であることをオーナーさんに説明することが必要ですが、ちょっと周知に工夫が必要かなと考えてございます。

また、この制度は、先ほど触れましたように、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの安心居住制度のうち、見守りサービスによる緊急通報装置の設置に限定して、利用料の半額を5年間に限り助成ということで、全額約5万4,000円を一旦支払っていただいて、区がその半額を後から支給するというもので、自己負担が年に2万7,000円ほどありまして、高齢者にとって負担があるのかなと考えてございます。このような仕組みが、利用実績の上からない大きな要因と考えてございます。

次に、4番目、住み替え居住継続支援でございます。先ほど御説明申し上げましたように、民間賃貸住宅の取り壊しにより立ち退かなければならない高齢者世帯に、その転居費用の一部及び転居後の家賃と転居前の家賃の差額の半分を2年分助成する制度ということで、毎年10件を超える利用実績がございます。高齢者の居住の支援制度として、効果を上げていると考えてございます。

次に、資料の5番目を御覧ください。住宅修繕工事等の業者あつ旋です。区民へ安心を提供することにより、あつ旋件数は年間100件を超えております。住宅改善に対する要望や問い合わせは、壊れた箇所の修繕や耐震化のための工事、住宅改善のためのリフォーム工事、さまざまでございます。そのさまざまな需要に応えるため、高齢者福祉課や介護保険課が実施するリフォーム関連事業、また、地域整備課が実施する耐震化事業との連携を図りつつ、新宿区住宅リフォーム協議会の協力を得ながら事業を継続していくことが必要と考えてございます。介護関連の修繕の問い合わせもあることから、ほかの公共機関で行っているリフォーム関連情報も的確に提供できるよう準備しておくことが必要と考えてございます。

それから、一番下の区営住宅の管理運営でございます。空き家募集が少なく入居できる区民が限定的という課題、課題は幾つか挙げてございますけれども、入居後の家族構成の変動により広さと入居者のミスマッチ、それから入居者が高齢化し自治会の運営に支障をきたす、それから建物の老朽化が進んでおり、今後大規模修繕や建て替え、それに伴う維持管理費用の負担増が懸念されているという現状でございます。

次に、他区の状況でございます。

まず、江戸川区でございます。昨年の9月9日に江戸川区の生活保護第一課に行きまして、生活保護受給者を対象に行っていた江戸川区の室内清掃事業についてヒアリングを行いました。ただ、この事業は見直しによって、平成24年12月に終了しているというところは残念でございます。

制度の概要ですけれども、民間賃貸住宅に居住する単身の生活保護受給者で、死亡・入院等

で室内の清掃や残置物処理が必要なものに対しまして、区が清掃業者を派遣するという事業で
ございます。清掃、残置物のみで葬祭等を行わないという条件で実施していましたが、先ほど
言いました見直しがございまして、終了したところでございます。平成24年度の予算は4,000
万円ほどと聞いております。また、制度終了後も、生活保護受給者が部屋を借りる際に困っ
ている話はないということも聞いてございます。

まとめといたしましては、居室内での孤独死に伴うリスクを心配して、高齢者に部屋を貸さ
ないオーナーの不安が解消できる事業として、注目してヒアリングを行いました。財政負担、
職員の負担は非常に大きいということで、事業の継続が厳しかったのかと考えてございます。

次に、豊島区でございます。昨年10月4日に開催されました平成25年度居住支援連絡会議に
出席しまして、入手いたしました資料に基づいた取り組みの内容でございます。

居住支援モデル事業の概要でございます。居住場所に困っている方などに対し、空き家、空
き室等の活用や、民間賃貸住宅への円滑な入居を推進するための支援活動を行うグループに、
その事業の実施に要する費用を助成する事業ということでございます。助成額は1件当たり、
年間最大200万円、助成期間は最大2年間ということでございます。平成24年7月から居住支
援モデル事業の公募を実施しまして、9月に支援事業3団体を決定して開始したというこ
とでございます。モデル事業は、地域とのつながりを持ちながら暮らしたい人のための居住支援事
業、障害者を地域で支える体制づくりモデル事業、シングルマザーと子どものための自立支援
シェアハウス、各団体担当者を定めて事務局が個別に支援を行っているというところでござ
います。

豊島区のまとめといたしましては、豊島区も本格的な少子高齢化が進む中、安心して住み続
けられる住まいを確保できない高齢者世帯が増加することが予想される中で、その一方で空き
家の占める割合が2割を超えているということで、有効に利用されていない可能性のある住宅
ストックが増えているという実態の中で、住まいに係る団体と協力することで、こうしたミス
マッチを解消して区内の住宅が適切に利用されやすい環境を形成し、居住支援を推進して
いくことが必要であるとしております。

また、豊島区の住生活基本計画の重点プロジェクトでございます住まいづくり協働グループ、
住宅活用プロジェクトを推進するため、学識経験者、宅地建物取引関係、社会福祉団体等
により構成されております重点プロジェクト準備会が既に立ち上がっております。これを発展
させることで、24年7月に豊島区は居住支援協議会を設立いたしました。事務局は豊島区都
市整備部住宅課のほか、NPO法人としまNPO推進協議会及び株式会社住宅・都市問題研究所とい

うことで、外部を入れて構成しております。平成25年度は居住支援モデル事業の検証を行い、空き家バンク構築の取り組みを開始したということでございます。

次に、世田谷区でございます。昨年12月17日に世田谷区住まいサポートセンターで世田谷区の取り組みを視察いたしました。世田谷区は一般財団法人世田谷トラストまちづくりというところに委託して住宅課内に住まいサポートセンターを置いて、住まいに関する相談、居住支援事業を実施して実績を上げているようでございます。

事業の項目は賃貸物件情報提供サービスということで、情報提供、相談、住まい探しにおける技術的・専門的な助言を行うものということでございます。へや探しお出かけサポートというのは、高齢者等が不動産賃貸仲介業者へ訪問する際に同行することで不安を解消し、住居探しを円滑にする事業ということでございますけれども、実績は余りないそうです。それから、居住支援事業、これは金銭保証事業及び総合相談事業ということであるそうです。住まいのあんしん訪問サービス、これは民間賃貸住宅に入居する高齢者・障害者に対し、訪問して定期的に見守りサービスを行うことにより、家主または不動産業者の不安を払拭し、高齢者等の居住継続を円滑にするものと聞いてございます。居住支援住宅認証制度、これは高齢者が円滑に入居できる民間賃貸住宅の供給を促進して、高齢者の居住継続を支援するために、高齢者が居住しやすい設備基準を満たす住宅を認証するという制度でございます。25年度の認証数は14物件と聞いてございます。それから、住宅相談事業ということで、住まいづくりの総合相談を一級建築士の方、あるいはマンションの維持管理、管理組合の運営方法を一級建築士やマンション管理士の方が専門的なアドバイスを行うというもので、相談会場は相談種別によって2カ所から7カ所で実施しているようでございます。

まとめといたしましては、昨年、25年10月1日現在、世田谷区は人口86万7,552人、世帯数45万1,965世帯、65歳以上の高齢者が16万4,142人と、いずれの数値も23区中第1位ということで、住宅のまち、このまちを緑や水辺などの自然環境整備に、英国のシビック・トラスト運動を参考にした世田谷区のトラスト運動を進めている中で、平成18年に設立した一般財団法人世田谷区トラストまちづくりが、世田谷区と連携を図りながら自然環境と住宅施策を一体化して、居住環境整備事業を総合的に実施しているというところでございます。世田谷区は住宅に関するさまざまな問題について、区民主体による参加・連携・協働により解決し、良好なコミュニティを形成していこうとする区の方針を明確にしているところでございます。

次に事業者等へのヒアリングでございます。

まず、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部へのヒアリングでございます。昨年9月10日に

行いました。内容は、高齢者の部屋探しが困難な理由はどこにあるのかということで、お聞きしたところでございます。いろいろな御意見をいただきましたけれども、主な意見として次の4つぐらいということで、1つ目が、入居者が室内で死亡後、長期間経過してから発見された場合は残置物処分や消毒に多額の費用がかかる、それから一定期間その部屋を賃貸できない、大きな損害をこうむることになるということだそうです。そのような場合の残置物の処理、原状回復に備えて、低額な保険料で保障する保険というものがあるということでございます。

2つ目が、高齢者の場合、通常の生活が入居時には営めても、長く生活しているうちに認知症などの症状が出て日常生活に支障が生じる。このような場合のフォロー体制が必要であるということでございます。

3つ目として、入居者が一日中孤立して過ごすことがないようにすること、地域社会において良好な生活を営めるか否かが鍵になるということでございます。

4つ目の意見としては、アパートを建て替えるとき、入居者の転居先を見つける必要がありますが、入居者が75歳以上の高齢者だと、入居してから長い年月がたっている例が多いということで、事前に届け出があった緊急連絡先に連絡がつかなかったり、身寄りが見つからなかったり、転居に必要な新たな緊急連絡先が設けられなかったり、転居先を見つけることができない、これも高齢者に部屋を貸していただけない要因の一つとなっているという御意見でございました。

次に、介護事業者へのヒアリングでございます。昨年12月11日に日本生科学研究所日生薬局、16日にセントケアに、高齢者の住まいの確保に関して介護保険事業者としてのお考えを聞いてきたところでございます。介護保険の居宅介護支援事業者ということです。勤務するケアマネジャーが、要介護者・要支援者からの契約に基づいて介護保険のケアプランを作成して、介護サービス事業者との連絡・調整、利用者負担額の計算などを行っている事業者でございます。

2つぐらい主な意見としてまとめました。1つ目は、高齢者の住まい確保に関する区の施策を知らない関係者が多いという御意見、2つ目が、介護に係る住宅改修は、福祉的な専門知識を持った福祉住環境コーディネーターが改修へのアドバイスをを行う仕組みができていているという御意見がございました。

長くなりましたけれども、以上で説明を終わります。

○**大方会長** 詳細な御説明ありがとうございます。

それでは、御自由に御質問、あるいは御意見いただきたいと思います。どうぞ。

○**佐藤委員** じゃ、よろしいですか。この住宅ガイドの今の御説明もきめ細かい、いろいろ支

援施策をやられているということで、改めて感心しましたけれども、それから、こういう支援というのは属人的になっている、あるいは世帯ですね。それは当然だと思うんですけども、もう一つの視点としては属地的というか、何度も僕は申し上げて恐縮なんですけれども、新宿は割と都心に近くて、それで震災なんかの危険性も周辺区と比べるとそれほど大きな危険性があるところが面的には広がっていないというようなことになっていますけれども、実は御存じのとおり密集していて、そんなに広い範囲じゃないけれども非常に密集していて、危険性が高くて、そこに木造のアパートが取り残されていて高齢者も取り残されている、弱い人が、そういう状況だと思うんですね。ですから、そういうことを考えると、属的にやられるのは当然だと思いますけれども、そういう課題があるところが点的に散在している状況なので、できればそういうところを、今、防災絡みの地区計画とか、そういうことで都市計画部が入られますよね。ですから、そういうところとあわせてやると、より今のようなことが効果が上がるんじゃないかと、高齢者の住宅支援とか、そういうことがですね。ですから、できればそんなことも、モデル的に地区計画というのも単なる地区計画じゃなくて、もうちょっと新宿のモデル的なことを今やろうとなさっていると思いますので、こういうことも絡めてやられると、より効果が上がるんじゃないかというのが1つです。

それから、もう一つは、これも何度も申し上げたかもしれませんが、新宿区の地区協議会とそれから町連が両輪で動いているというのは、これは大変すばらしい力を持っている制度だと思うんですね。それで、私もおつき合っている、そういうところのリーダーの方々というのは本当に地区のことを隅から隅まで知っていて、ですから、そういう地区協議会あるいは町連と、これは地区の地区センターですか、あの支所ですね。そういうところとの関連が非常に強いと思いますけれども、こういう住まいの支援なんかに関しても、支所単位とかあるいは地区協議会とか町連とか、そういう分権というか、そういう地区の単位というものをどんなふうを活用するかとか、そういうものと連携させるかというのは、またもう一つ重要なことだと思うんですけども、そんなようなことももしやられているんだったら教えていただきたいし、ぜひそういうことも進めていただければと思います。

以上です。

○**大方会長** ありがとうございます。

何か事務局のほうから。どうぞ。

○**事務局（佐藤住宅課長）** まず、1点目については、住宅課ですけども、都市計画部内の各課と連携をして、そういった木密の問題もございますので、そういった課題につきまして、

積極的に各課と連携して協力していきたいと思っております。それから、2点目の地区協議会、地区町連、地域センター、そういった地域との連携でございますけれども、住宅施策の周知活動においてはいろいろとお願いしております。そのほか、これからもう少し考えてできることがあれば、一緒にやっていきたいと思っております。

○佐藤委員 ちょっと関連してよろしいですか。

○大方会長 どうぞ。

○佐藤委員 今、新宿区がやっている地区協議会というのは、1つは70年代の初めぐらいですか、イタリアのボローニャとかフィレンツェとか、そういうところで都市内分権で地区住民協議会というのをつくってやったんですね。そのときに、公営住宅なんかの入居者選定もそこがやったんですね。ですから、それはより住民に近いところでいろいろ支援策をやるということで、実はイタリアのボローニャのそういう制度というのは、うまくいかなくなっちゃったんですね。というのは、地元でちゃんとやる人たちがいなくて、日本みたいに町会のような組織がないので、結局機能しなくなっちゃいましたけれども、せっかくああいう今のような、新宿のようなすばらしい仕組みがあるので、そういうこともお考えになると、よりよく機能するんじゃないかと思います。

以上です。

○大方会長 どうぞ。

○事務局（佐藤住宅課長） 区営住宅の入居者選定につきましては、公開の抽選ということでやっております。そういった選定が、ある程度抽選以外の方法があればいいんですけども、今のところ一般的な公開抽選ということで、一応それで続けていきたいと考えております。

○佐藤委員 今のは例えばの例です。ありがとうございます。

○大方会長 どうぞ。

○篠原委員 いろいろ高齢者のための制度が用意されているというのはわかったんですけども、同時にそれが余り機能していないとか、使われていないということも事実としてあるんだろうと思います。それで、この住宅ガイドそのものはきちっとできているし、きれいだし、例えば、区の窓口に来て相談する人に対しては、これを配って、見てもらえるかもしれない。だけど、本当にいろいろ手を差し伸べなきゃいけないようなお年寄りたちというのは、窓口に来られないんじゃないかという気もするんですね。それと、仮にこの住宅ガイドを手にしても、これを読んで自分が関連するところはどこなんだろうかということまできちっと把握をして、その先、行動に移すなり何なりする、そういう元気があるのかというと、そこもちょっと心配

だなどという気がします。やはり何かいろんな制度が用意されているということは、何かもうちょっとわかりやすく、必要としている人に、あっ、これだというのがわかるような簡単な中身でいいんですけども、行動を起こしてもらえるようなものを、その地区協議会ですか、そういうところと連携をして、何かお年寄りの人たちに配布するようなこともきちっと考えていかないと、制度そのものが生きてこないんじゃないかというふうに思いました。

○大方会長 ありがとうございます。

どうぞ。関連してですか。

○長谷川委員 大いに賛成です、それは。私も初めてこれを見て、こんなことあったのかしらなんて。

地域センターやなんかで私も関係しているんですけども、そこでは認知症とはどういうこととか、そういうようなお話はよくあるんですけども、こういう高齢者に対しての、こういう支援があるんですよというのをやっぱりしっかり知らなきゃいけないな、そして、これを見まして、私も本当に、あの人にこれを教えてあげようなんていう気になりましたしね。ですから、こういう支援がたくさんあるということ、町会やなんかでやっていただければありがたいなと思いました。

それから、あとは、この資料の3ページのところで、高齢者があんしん居住制度の中で、利用者が設置費用の全額5万4,000円を一旦支払って、その半額を区が支給すると。えっ、5万4,000円も一回支払ってなんて、高過ぎるわ。これじゃとても私は嫌という人が多いんじゃないかな。自己負担が2万7,000円は高齢者にとって負担であると書いてありましたけれども、本当にそのとおりだと思いますので、この辺のところは何とか方法がないでしょうかと思いました。

以上です。

○大方会長 じゃ、まとめると。

○事務局（佐藤住宅課長） お二人の委員から周知方法ということで御意見をいただきました。こういったガイドのほかに広報紙にも随時掲載しておりますし、高齢者の方は余り使われない方も多いですけども、ホームページにも載ってはございます。今後は、御意見をいただきました町会、地区協議会、そういったところとも連携しながら、周知に努めていきたいと考えてございます。

それから、この緊急通報装置の利用料の件でございますけれども、本当にちょっと高い金額になってございます。それで利用率も低いという現状があり、課題と受け止めております。何

らかの変更が必要だと考えており、現在検討中というところで御理解お願いいたします。

○大方会長 どうぞ。

○桑原委員 桑原でございます。

資料2の住宅相談の件は、私どもの協会のほうで区と協働して今行っているんですけども、現状をお話ししますと、年々高齢の方の相談が多くなってきて、逆に賃貸物件が減っているんですね。要するに、高齢者でもオーケーですよという物件が減っている。これは、原因は何かといいますと、オーナーさんのほうでは病気、それから死ということに対して非常に敏感でございます。この辺をクリアにしてあげないと、賃貸物件をなかなか出してくれないというのが、我々の仲間から賃貸物件を提供してくる中で意見として相当多うございます。

この資料の4ページの江戸川区の状況というのが、先ほど課長のほうから御説明ありましたが、まさにこの制度の概要というところの、一時期江戸川区で施行していた、要するに死亡なされた、入院なされたということで、残置物のこととか、それから消毒のこととか、そういったもののケアというものがオーナーさんのほうで負担にならないようなことを考えていかないと、なかなか賃貸物件も出てこないというのが現状だと思うんですね。

ただ、これは非常に費用と労力のかかることで、多分、江戸川区のほうは中止になされたんではないかと思うんですけども、一昨年ぐらいから、今大体、賃貸物件入りますと2年の契約で保険を必ず入居者にかけていただくのが通例でございます。大体2年で1間、2間ぐらいですと1万5,000円から2万円が保険料です。水漏れとかいろいろなものには保険が今出るようになっていきます。一昨年ぐらいから、まだ2~3社ぐらいしかないんですけども、居室内で死亡した場合に、ある程度の金額をお出ししましょうというような保険会社、それと、お掃除までしてくれるところまでは出てこないんですけども、その費用を負担しましょうという保険会社の商品も、その火災保険に付随して今、出てきております。負担額といいますと、2年で通常の保険料に対しまして大体2,000円前後を支払っていただくと、その分が保障されるんですね。これはオーナーさんに対しても非常に説得力のある保険でございまして、我々の業界の全国のほうの関連会社でも去年の9月から始めておりますし、通常の民間の保険会社でも始めております。ですから、この辺うまく研究されて、新宿区のほうでこの助成の中の一つの提案として考えていただければ、非常にスムーズに賃貸物件がある程度は出てくるんじゃないかとは思っております。

○大方会長 ありがとうございます。

何か補足することありますか。よろしいですか。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅課といたしましても、説明いたしました課題の一つと考えてございますので、今の委員の御意見を参考にしながら、仕組みの検討をしていきたいと考えてございます。

○大方会長 どうぞ。

○伊藤委員 伊藤です。私も戸塚の地区協議会で参加させていただいたりしておりますが、位置づけとしては、町連で抱えている問題点を協議会で解決するために取り組んでいこうというのが地区協議会の位置づけかなと思っておるんですけども、そういう参加しているメンバーの中では民生委員の方が非常に多くて、どこどこにどういう高齢者がいるとか、障害者がいるとかというのは大体把握されているんですけども、町連ではなかなかそういう情報が得られないという部分があって、やはり民生委員の方に頼るところが非常に大きいかなと思うんですよね。

それと、あと、見守りというふうなことだとかというのでも取り組んでいる町会もあるとは思いますが、これを何かうまく活用できないのかなというのがちょっと。いわゆる縦割りで考えるのではなくて、もう少し横断的に取り組めたら、非常に生きた制度になってくるのではないかなというふうにも、ちょっと思っております。

それから、耐震のほうで委任払い制度というのを使っておるんですけども、そういう制度を使えば、一時立て替えというのはなくてもいけるのではないかなというふうに、耐震だけでそういう制度を使うのではなくて、もう少し幅を広げてそういう制度を広めてもいいのかなというふうにも思います。

○大方会長 委任払い制度を、もうちょっとわかりやすく説明いただけますか。わからない方もいるので。

○伊藤委員 すみません。業者さんに本当は全額払って、後から補助金が制度としていただけるというのがあるんですけども、それをその補助を受けるお金は業者さんに直接払っちゃいましょうと。すると、立て替えしないで済むということになりますので、それは非常に生きてくるのではないかなと思います。

それから、孤独死とかそういうことで心配で貸せないということがあられるようなんですが、高気密、高断熱、いわゆる結露やなんかによってカビが発生して体に健康被害が起こりやすいというようなことがあって、あるいはお風呂から体が温まった状態で冬場、脱衣場に出てヒートショックといいますか、そういうことで亡くなられるということがあられるので、断熱が義務づけられて、その結露対策もちゃんとできるようになれば健康被害が発生しなくて済むのではない

かなということで、ドイツでは義務化されているというふうにちょっと聞いておりますけれども、日本では非常に湿気の多い、湿度の高いところでもありますので、この辺も何か、ちょっと断熱性を上げることによって、あるいはその結露対策をちゃんとやることによって、高齢者が病気になりにくい、あるいはそういうヒートショックで亡くなられるようなことがないように、そういう形がつかれることによって、高齢者に安心して建物を貸せるという、そういうことにつながっていけばいいのではないかなというふうに思っておるんですけども、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。ちょっと長くなりました。

○大方会長 何かちょっと、後半のほうは難しいかもしれませんが、どうぞ。

○事務局（佐藤住宅課長） 民生委員さんの情報というのは大切だと思っております。その辺も先ほどの町会、地区協議会も含めて、民生委員さんについてもです。町会と民生委員さんは重複される場所もあると聞いていますけれども、そういった情報を的確に施策に反映していきたいと思っております。

それから、委任払い。住宅課の施策からすると、先ほどのちょっと高いというお話があった緊急通報も、一旦全部払ってからという形ですので、この辺も仕組みとしてできるのかどうかというのを考えてみたいというふうに思っております。

また、結露のお話もございました。住宅課が行っている住宅施策、新宿区内の住宅のそういったところに、何らかの働きかけができるのかできないのか、その辺もちょっと研究材料にしていきたいと思っております。

○大方会長 どうぞ。

○宮坂委員 すみません、民生委員の宮坂です。先ほどいい御提案をいただきましたけれども、民生委員そのもの、情報としては確かに持っているんですが、その住宅にどうこうするというようなことになると、費用とかそういうことを鑑みるとなかなか言えない状況があり、そういうことで言うと非常に御案内するのも難しい。

それからまた、今言ったようなこういう緊急通報みたいなことについては情報は入っていますけれども、住宅関連のことに関していうと、今までそういう概念がなかったもので、それをどういうふうに取り入れていっていいかということから始まって、よほど考えていかないとなかなか支援につながらないかなというふうに思います。

それから、もう一点は、現状としてお年を召した方が多くなっていくということは認知症、病気のほうの認知症もあるんですけども、高齢に伴う認知症、それから頑固さ、こういうものが意外と障害になって、なかなか今住んでいるところから離れたいとか、そういう話にな

っていくと、いい話があってもなかなかそういうふうなところへ話が進んでいかない場合が非常に多いので、その辺のところのきめ細かい説得の方法とか、そういうのを検討されてくると非常にありがたいと思うんですね。そうすれば我々としても、お訪ねしたときにこういう方法あるよとか、こういうふうなものをするよとかという御案内が結構できると思うんですけれども、現状ではなかなかそこまで、活動状況もそこまで行っていないというのが現状でございます。

○大方会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○事務局（佐藤住宅課長） そうですね。民生委員さんの情報を住宅施策につなげるのは、なかなか難しい面もあるという御意見いただきましたので、その辺、注意して行っていきたいと思っております。

また、認知症の方について御意見いただきました。住宅課がやっている住み替え相談等々で、なかなかそういった方を、窓口に来るのも大変というような方々に対してどうしていくのかというのも今後の課題だと思っております。

○大方会長 どうぞ。

○宮坂委員 すみません、ちょっと修正させてください。僕は後ろ向きな意見を言ったつもりはなくて、基本的にどういう方向性というか、何かあればそれに基づいて行動はできるということは申し上げていますので、ぜひその点、御理解いただきたいと思います。

○大方会長 またちょっと関連した話ですけれども、この手の話は、住宅のことは何とか課だとか、見守りは何かこっちだとか、それで、介護のほうはまたこっちだとか、全然窓口は別々ですよ。だけど、高齢者の暮らし方というのは、その全部、総合的に対策とらないとうまくいかないの、本来、地域包括センターあたりが住宅のことも含めて相談に乗ってあげられるというのが非常に重要なんじゃないかと思っておりますけれどもね。そのパンフレットをどうするか情報提供をどうするか、それ以前に、やっぱりトータルに生活相談のできる窓口というのをね。本来それは民生委員さんのお仕事なのか、そこもまたいろいろ縦割りで難しいですよ。だからその体制を。

○宮坂委員 こういう今、貴重な情報をいただいているので、これはやはり定例会で発表することができますので、それだけでも違うと思うんですね。ですから、やはり情報提供をぜひ。

○大方会長 ただ、これはあくまでやっぱり住宅課の所管の話ばかりで、一方で介護保険のほうでもバリアフリー改修があったり、いろいろあるわけですよ。それから見守りのほうも何

かいろいろあるんだと思いますけれどもね。ちょっとその辺の情報を整理するのがまず第一歩ですが、情報整理して、はい読みなさいと高齢者自身に渡してもまず難しいと思いますので、特に後期高齢の方はね。やっぱり相談をしてさしあげる体制というのが重要なという気がしました。

どうぞ。

○西山委員 西山です。今のことに関連しまして、私自身も福祉関係者といろいろお会いしたときに、やっぱり住宅の問題って結構気にされているんですね。例えば包括さんも。ただ、やっぱり自分たちはどうしても専門家じゃないので、苦手なので、単純に住宅イコール建築、理系みたいな形で自分たちはちょっと違うというイメージを持たれて、やっぱり、でも、まちに出ていると、例えば管理組合が高齢化で機能しなくなって、その中で介護の問題が出てきているのでどうしたらいいかということで相談に乗っているという、相談が来ているけれども、その次の一步が踏み出せないというお話を聞くので、区のほうからこういった情報提供も含めて、まず地域包括支援センター、高相センターとかに、こういった単純な勉強会でもいいんですけども、そういったもので伝えていく、単純にパンフレットだけじゃなくて、この今渡していただいたものを包括支援センターに置いていただくだけでも違うかと思うんですけども、そういったやっぱり直接伝えていく機会、さらにもう一步進んで、これをつくるときにもちょっと言わせていただいたんですけども、やっぱり区民の方も悪くなって、例えば特養に移る段階になって特養探しを始められるんですね。逆に、もうちょっと手前に自分の住まいをどうしていくのかと考えるような機会を少し区民に教育といったらちょっとあれなんですけれども、そういうことを伝える機会、専門家プラス区民にも伝えていく機会をつくっていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○大方会長 ありがとうございます。

どうぞ、何か。お願いします。

○齊藤高齢者福祉課長（幹事） 高齢者を担当しております高齢者福祉課長の齊藤でございます。今の御議論の中に地域包括支援センター、新宿区では高齢者総合相談センターと称しておりますが、ここでの取り組みといたしまして、高齢者の皆様の総合的な相談窓口ということで設置をさせていただいております。本来御相談、これはアウトリーチとあって、御依頼があれば御自宅に訪問して御相談を受けるというような方法をとっておりますが、先ほど御議論の中に、必ずしも御自分のほうからそういった御相談をされる方ばかりではないといったこともご

ございますので、そういった関係につきましては、本人以外からのある意味その方の状況、情報収集といった観点が大変大切だと考えております。その一つの方法としての民生委員さんからの情報収集、あるいは町会などからそういったものが寄せられる形をとってまいりたいと思っております。

そういった中で、今の御議論の中で、住宅に関して確かに介護保険であるとか福祉の分野での専門家といったのが、この地域包括支援センターの大きな役割になっているわけですが、ただ高齢者の置かれている現状、社会情勢等の観点からいけば、当然住宅、ついでに住みかとしての住まいといったこと、今回の調査の中でも自宅で過ごしていきたい、介護が必要になっても自宅で住み続けたい、あるいは最期を自宅で迎えたいという方、こうお答えになった方も大変多くございますので、そういった住宅の確保につきましても、直接専門的な部分はその包括支援センターのほうにはおりませんが、関連部署と連携を図りながら、そういった御相談にもしっかりとお応えをしていきたいと、そういった仕組みなども今後さらに検討していきたいと、このように考えています。

○大方会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊藤委員 伊藤です。それぞれの例えば宅建の方々、あるいは住宅リフォーム協議会の方、あるんですが、何かうまい連携、連絡会というか、そういう何か組織化が必要なのかなという、ちょっと相談したいみたいな窓口をつくってみたらどうなのかなというふうにちょっと今感じたんですけども、民生委員の方が日常活動している中で、何か一歩踏み込みができないというか、そういうようなことであったり、あるいは、うまく言えませんが、ちょい相談できるというか、何でも、これは誰に話していいのかなみたいなことがあったときに何かそういう窓口みたい、窓口という、区の窓口は窓口でいいと思うんですが、それが具体的に活動できる団体、組織をうまく活用できるような、そういう仕組みづくりを考えてみたらどうなのかなというふうにも、ちょっと思いました。

それで、実は僕は新宿区の耐震補強推進協議会のほうをちょっとやっておるんですけども、耐震のほう取り組んでおりますが、いろいろと回って歩くと、多分バリアフリーであったり、高齢者の方の申し出によって手すりをつけたりしているんですが、いわゆる要望によって取りつけがしてあるけれども、これでいいのかというようなことも結構あります。そういうことって、やっぱり頼まれたからやったんだという、それで終わってしまうのではなくて、もっと根本的な問題がそこにあるのではないのかなというふうにも思うので、1つの団体だけで判断で

きないようなことについても、やはり多くのそういう専門家の目で見られるようにしてあげたほうが、その個人の方のためになっていくのかなと思うんですね。それをぜひ、何かうまい組織化ができればいいなと思います。

先ほど佐藤先生のほうからちょっとお話がありましたけれども、そういう弱者と言っちゃいけないのかもしれないんですが、そういう問題のあるようなエリアがある程度点々としながら、あるいは面としてあるようなところにとっては、あるいは崖地で災害のときに避難に困るような、そういうエリアのところで高齢者の方が右往左往、あるいは避難できないまま亡くなられるなんていうようなことが想像されると、何かちょっと悲しいですね。だから、何かそういうことをもう少しみんなでも何か考えてあげられるようなことができたらいいなと思います。

何かそういう専門家の集団があつて、そこに相談してみたらちょっとしたこと全部解決してしまうというか、これは一人ではできないこともみんなでも取り組んだら結構まとまった形、面開発ができたり、あるいは地区計画という、そういうことをやりながら都市計画的に、高齢者の方がやはりそこに長く住みたいという希望があれば、やはり建て替えて安全なまちに長く住んでいくという、また、民生委員の方も活動しやすいような、ちょっと見守りができるような、そういうことができたらいいなと思っているんですが、ちょっと漠然とした話でどう取り組んでいいのかわからないところもありますけれども、何か横断的に、とにかくその横のつながりを広げることによって何か解決できそうなことがあるんじゃないかなとちょっと感じております。いかがでしょうか。

○大方会長 まず先に、私も、その点については非常に実感してまして、特にバリアフリー改正、手すり一本つけろというのでも、これは大体、建築系の人が行くと何か建築的にはしっかりつくんだけれども、その方の症状に適した形でつかないと。一方で、医療介護系の方がやると、どういうものが何かあるといいのになんていうことは言えるんだけど、実際は建物の、実際どうやって取り付けられるのかとか、どういうパーツがあるのかとかが余りよくわかってないとありまして、やっぱり建築系の人と介護系・医療系の人チーム組んで、セットできめ細かなデザインをして、症状も調べて、それでつかないと、ほとんど意味ないんですね。

なぜそんなことを言うかという、ずっと今回の被災地の仮設住宅の後づけのバリアフリー改修の状況を調べたことがありまして、もう随分ついたんですよ。ただ、バリアフリー改修といったら単に決まりきった場所に決まりきった手すりをただつけたと、それだけなんですよ。何の意味もないんですね。そういうことを非常に実感してましてね。だから、そういう対応をしなきゃいけない。ところが、やっぱりずっと伝統的に厚労省系の、こっちはないけれ

ども、そっちだと住宅系はずっと別々に来ていた経緯があるので、その壁を取って、いかにワンセットにするかというのは、もうこの審議会でも過去5～6年、ずっと前からそういう話をしてきたような気もするんですけどもね。いよいよそこに向かって、この住宅まちづくり審議会がやっと高齢者対策ということを本気で検討し始めたわけですから、そこがまず一番大事なところかなと私も思います。

○伊藤委員 やっぱり建築士、あるいは建築士事務所として社会的な使命を感じるんですよ。ですから、せっかく自分たちが築き上げた知識をもっと活用してほしいなという、そういう思いでおりますので、いろんな団体さんがそれぞれの制度にかかわっておるんですけども、いろんな場面でぜひ声がけしていただければ、参加していきたいなと思っておりますので、何かちょっとそういう機会をつくっていただけるとありがたいと思っております。

○大方会長 何かそういう話で、逆に建築士会のほうで、そういうお金をもらわなくてもいいからいろいろお手伝いをしようとか、そんな話はまだ。

○伊藤委員 私はお金を欲しいですけども。

○大方会長 お金ないとやっぱりだめですかね。

○新井委員 新井ですけども、今すぐここでどうこうするということはお声がけしませんが、事務所協会の方とは年数回意見交換もやっていますし、あと宅建協会の方とも意見交換をやっていきますので、その中で何ができるかというのをしっかり御一緒に検討させていただきたいなと思います。

○大方会長 今日、明日にということじゃなくて、少し長期的な施策を議論するためにこれをやっているんですから、じっくりでいいと思います。

どうぞ。

○事務局（佐藤住宅課長） 今、部長からもありましたけれども、住宅課として何ができるかというのもあるんですけども、具体的には高齢者総合相談センターには、先ほどの最初の御意見のありました事業の紹介はしております。それだけでいいとは考えてございませんので、これから高齢者総合相談センターあるいは高齢者福祉課とじっくり連携をとりながら、今の建築士の方々も含めまして考えていきたいなと思っているところでございます。

○大方会長 どうぞ。

○野村委員 公募委員の野村です。ちょっと話はずれるかと思いますが、お願いします。

資料1の新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書について、先ほど課長のほうから本報告書の位置づけとして、報告書の「まとめ」に書かれているように、今後の高齢者保健福祉計画や、

住宅マスタープランの作成の基礎資料に使っていただくというお考えと思いますが、報告書の作成が終了すると、それで安心してしまいますので、くれぐれも本報告書の御活用をお願いいたします。

と申しますのは、医療・介護確保総合推進法案が国会で成立しますと、今後高齢者にとって介護保険制度がいろいろ変わっていくと思います。したがって、本報告書の不断の見直しと御活用をよろしくお願いたします。

それとちょっと蛇足なんですけれども、先ほどまで地区協議会のお話が佐藤先生の方からありました。私は早稲田の榎町の地区協議会の地域活性化の委員をやっており、いろいろお話を聴く機会も多いのですが、そこで80歳の方が地域活性化委員の委員の中にいらっしゃいまして、今後年をとっていくと、介護保険事業制度の内容をよく知っておかないと、これから高齢者は住んでいけませんよということをおっしゃいます。自分で情報をとりにいって、介護保険制度というのはどういうものかについてよく勉強してやっついていかないと大変よというようなことを教えられました。まさにそのとおりでなと思います。そういったことを知る手立てとして、「困り事、悩み事相談窓口一覧」だとか、「介護保険便利帳」、「介護保険サービスの利用方法」、「地震に強いあなたの住まい」など各種出ています。ぜひ前回もお話ししましたけれども、情報発信については総合的にやっていただきたいということをお願いします。

それと、もう一点お願いします。先ほど住宅ガイドという、この冊子ですが、ここでは住み替え相談と住宅相談が別々になっています。ところが、広報しんじゅくでは住み替え相談、不動産相談の1つの枠になって、別の相談とはなっていないんですよ。高齢者が情報をとりにいくというようなこともすごい大事なんですけれども、発信の仕方も注意してほしいというようなことです。いろいろ申して、すみませんでした。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅相談につきましては、委員おっしゃるとおり、住み替え相談と不動産取引相談を同じ金曜日の枠でやっついて、同じ4枠あれば3枠が住み替え相談で1枠が不動産相談ということで、不動産が2つなら住み替えが2とするように、調整しながらやっついていくということで、わかりにくいという点もありますので、その辺今後の検討課題にさせていただきます。

先ほどありました報告書の取り扱いですけれども、今の住宅マスタープラン、29年度まででございますので、30年度以降の新しい住宅マスタープランについては、今回まとめました報告書をしっかりとつなげていきたいというふうに考えてございます。

○小池委員 先ほどの報告書の取り扱いについてなんですけれども、先ほど課長のほうから、

この検討報告書についてはこれを踏まえて今後活かしていくという話で、今、福祉部のほうでは高齢者保健福祉計画、あと介護保険計画、この策定作業に当たっているんですね。それで、高齢者保健福祉推進協議会というところで議論して計画づくりを進めることになっているんですけども、この報告書の結果についてもその辺は十分、協議会のほうに伝えて、何らかの形で、この報告書の結果が反映されるような形で早速検討したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それと、2点目の情報の発信なんですけれども、まさしく**野村委員御指摘**のとおり、縦割りになりがちな行政の情報発信なんです。今うちのほうでも、なるべくそういったことで、高齢者という視点で総合的に全てが把握できるような冊子をつくらうじゃないかというようなことを検討しておりますので、その辺もちょっと今後の課題ということで努力させていただきたいと思います。

○**大方会長** よろしいですね。

どうぞ、**土屋委員**。

○**土屋委員** 報告書を一緒につくらせていただいた立場で、報告書の考えていた過程を少しお話を。私なりに思っていたのは、54ページ以下に主な施策一覧と書いてあって、これは課をまたがっているんな施策がばらばらと全部書いてあって、行政レベルでまとめていられるので、逆にどなたに発信するためにと整理がちゃんとできていないから、情報量としてはすごく少ないんですけども、こういう話を35ページの受け手側も高齢者さんだけじゃなくて、住宅事業者さんとかいろんな受け手側があるので、受け手側に合ったまとめ方にまとめて、それを33ページに高齢者を見守るいろんな、先ほどからお話が出ている地区協議会であったり民生委員の方々だったりとかいうのを、周りを高齢者の方々を取り囲んでいるんですが、この方々がどういうふうに伝えていって、どういうふうに施策として展開するかというところを、最初に戻ってこの54ページ以下の、こんな新宿区さんでいろんなことをやられている施策をきちっとどう伝えてどう実現するかというところがポイントかなと思って、報告書のまとめの中にいろいろちりばめさせてもらったものですから、そういう精神で少しこの取り組みをお願いしたいなと思っています。

施策的にはかなり出尽くしている感があって、新たに何か施策を打つというよりは、体系的にどう伝えてどう組み合わせるかというところかなという気がしていますので、そうすると、先ほどからずっとお話があるとおり、情報の発信の仕方が一番大事なところかなと思いますので、その中で本当にこの高齢者総合相談センターって33ページのこれが中心になるのか、もう

ちょっと細かい単位の拠点があるのかとかいう話か、そんなのは要らなくて何か既存の組織を活用するかみたいな話は、このイメージ図と書いてある、これをどういうふうを実現するか、ぐるっと横を回っている細い線がありますけれども、こういう線をどうやってつくるか、つくらなくていいのかというところをいろんな施策の中で議論していただければいいのかなと思って、そこまでこの報告書は終わっているような状態なので、よろしくをお願いします。

○大方会長 補足説明ということで、ただいまおっしゃったように、既存の施策で大体個別の施策が出尽くしているというお話もあったけれども、やっぱりなかなかそうでもないような気がしましてね。というのは、やっぱり住み替え、先ほどの話もあったけれども、住み替え支援、情報が幾らうまくなくても、最終的に住み替え先の住宅がなければどうもならないわけですね。あるいは住宅があっても、まず高い、価格の問題がございますね。それから住宅の質の問題がございますね。高齢者が住みやすいのか、そうでもないのか。場所の問題もありますね。高齢者が住みやすい場所なのか、今まで住んでいた場所に近いのかとかね。その住宅供給をいかに増やすかというのが本来、この住宅課の一番のプロパーの目標なわけだけれども、そこが一番難しいわけですよ。区民住宅つくっていますと施策の項目としてあるけれども、区営住宅ですね。数が非常に足りないわけですね。申し込みできますと言ったって、何十倍ですよ。それはやっぱり施策が足りないわけですよ。ですから、施策の方向も幾つかあって、きちっと相談に乗ってあげられ、総合的に対策が打てる、ここまではいいです。いいけれども、その先、今度は高齢者が住みやすい住宅をいかに増やしていくかと。

増やす方向には2つあって、1つは改修をして、今住みにくい高齢者の住宅を住みやすくするというのがありますよね。既存の賃貸だって、それはできるでしょう。だけど、要するに絶対的に足りないわけですよ。だから、それは民間がつくる、あるいはそのサ高住でつくる、あるいは公営でつくる、いろんな方法はあると思うけれども、そこをどうするかだと思うんですね。だけれども、区がどんどん区営住宅をつくると、それはなかなか難しそうなので、それももう、ここ数年さんざんやってきたわけですから、やっぱりそのサ高住をうまく使うと、あるいは既存のものの改修をうまく助成してですね。ですから、さっきの階段で昇るアパートだと住みにくいというのであれば、そこにエレベーターを後づけでつくるとか、ちょっとそれは単なる夢のような話ですけども、いろんな方法があるんだろうと思うんですね。あるいは同じアパートでも1階のほうに住めるようにするとかですね。ですから、そういう施策をもう少しこれから、今日、明日じゃないですよ、どこに課題があるかわかってきたので、それをこれからあるこの審議会を含め、区として一生懸命考えていただくというのが1つじゃないかなと

いうふうに、私はきょう話を聞いていてそういう印象を1つ持ちました。

口を開いちゃったので、もう少ししゃべらせていただくと、もう一つ、やっぱり全体、高齢者の統計などを見ても、割と大きく一くくりに捉え過ぎているんじゃないかなという気がするんですね。高齢者はいろいろですよ。御承知のとおりで、世帯も単身か夫婦か子どもと同居かというのがありますし、住んでいる住宅も賃貸アパートなのか持ち家なのか、持ち家でもマンションなのか戸建てなのかという話がありますよね。それから経済条件も、厚生年金で持ち家の人もいれば、国民年金でアパート住まいの人もいます。もちろん体の状態、心の状態、これも千差万別ですよ。そういう人たちに対して十把一からげで、何でも来いの施策というのはやっぱり余りマッチしない、さっきの手すりと同じですね。ですから、もう少しどういう高齢者、特に所得のある程度ある人なのか、資産のある人なのか、ない人なのか、その辺分けて住宅問題って考えていかないと、平均以上の方は救われるけれども、やっぱりそれ以下の方は救われなとか、いろんな問題が出てくると思うんですね。そこを考えなきゃいけないのかなというのがもう一つの問題ですね。

あともう一つ、3つ目は皆さんもおっしゃっていたように、とにかく行政、あるいは公共がやれることというのは非常に限られていますから、地域の力といいますか、コミュニティの力を活用するということが大前提でないと、この施策は進めないだろうと思うんですね。そうすると、そのコミュニティの力をいかにさらに活性化するかと、そういう施策を、これまた住宅課だけでは無理ですから、庁内総合的にプロジェクトチームをつくって考えていただくと、何かそういう方向に進むのがいいのかなと、単なる意見ですけれども、私は思いました。

すみません、ちょっとしゃべり過ぎました。

どうぞ。

○伊藤委員 今、野村委員のお話なんですけれども、例えば窓口で1つのことで相談に行くと、実は相談に行った人って1つの問題だけ抱えているのではなくて、幾つかの問題を抱えていて相談に行くと、その窓口で用が済まない次はどこに行けばいいのかわからないということがあるかなと思うんですが、できればその窓口に行ったら、違う部署の問題がそこで出たら、別の部署の人にそこに来てもらって一緒に相談対応してもらおうということができないのかなという、高齢者福祉の関係で相談に行ったけれども、住宅の問題もあるのでと言ったら、例えば耐震の問題であったりリフォームの問題であったりなんかしたら、地域整備課の担当の方がちょっと対応、そこまで、お客さんが来た窓口まで行って対応するとか、何かそんなようなことができる1回で用が済むので、たくさんその冊子があったとしても1回の相談で大体の用が済

むという、そういう取り組みができるとすごく便利かなというふうにちょっと思いました。

○大方会長 やっぱり、そういう体制をどこかつくらないといけないんだと思うんですね。既存の相談窓口で横につなげていないとやっぱり困ると思うのでね。ですから、この絵はわかりやすいけれども、ただ線でつなぐたって恐らく無理なので、ちゃんと専用の窓口つくって、ちゃんと人も置いて、そこに専門家が工学系の人と医療系の人と法学、経済系の人とちゃんといて、まとめて対応できると。だって、大抵高齢者になれば、私もそうだけれども、大体お金の問題、体の問題、住まいの問題、それから生きがいとか、人づき合いとか、寂しいとか、みんなそれを同時に抱えているわけですよ。それを、これはこっち、あれはあっちとなんて言ったって、もう大変なんですから、そういうことをこれからつくっていくんじゃないですかね。

そろそろお時間だろうと。どうぞお先に。

○西山委員 今の関係ですけれども、例えば高齢者総合相談センターとか、先ほど高齢者福祉課の課長さんからもお話がありましたけれども、アウトリーチをしていく中で、多分その裏に何が隠れているのかというふうにしてその相談員のほうは読もうとしていると思うんですね。恐らく窓口に来たときにこういう問題があるとはっきりしている方は、ある面のその相談する力もあると思うんですけれども、一方でやっぱり自分自身の問題がなかなか発見できない人は、その隠れた問題をどう探していくかという、先ほどのアウトリーチの中、あるいはつき合っていく中で探していく、そうしたらその後どう解決していくのかということも、また行政からの情報提供とかも必要なのかなというふうにはちょっと思いました。

以上です。

○大方会長 どうぞ。

○舟生委員 シルバーセンターから参りました舟生でございます。

このたび、こういうアンケートの報告書等をいただいて読んでいる中で、初めてこういうものがあるのかということを知った次第ですね、まず第一。それと、今日出席させていただいても、なおこういう問題をいろいろ抱えているんだということもわかりました。

先生がおっしゃるように、高齢者というのはいろんな人がいるんですよ。これも本当に100人いれば100通り、1,000人いれば1,000通りというような感じで、一括してマニュアルでできるということでもないし、問題を抱えているのは住宅問題もあれば、いわゆる介護の問題もあれば、そのほかにいろいろありますけれども、それぞれに手を差し伸べていただいているところはあるんだけど、それをいわゆる高齢者としてまだまだ理解できないというところが

あると、それは周知していただいていないというか、周知されても理解できないという年代にもなっているかというところもある中で、具体的には見守りというのが月2回ですか、されています。いろいろな各団体がボランティアを含めて御協力していただいて、それでやっと助けられる方もいらっしゃるんですね。私も知人も、そういう人の声かけで病院に入ることができ、ちょっと一日遅れれば孤独死になっていたと、そういう経験を持っておりますし、自分自身こういう、もう私もそういう中に入っておりますから、とても身につまされる問題なんですけど、具体的に見守りということであれば、頻度をもっと、2倍ぐらい、週に1回とか週に2回とか、そういう形で。ただ、非常に難しいかと思うんですね。声をかけられて、嫌だよとかうるさいよとか。それでも、お元気だということだから見守りになるのかと思いますけれども、あと、また奥に入っていくことはなかなか難しいかもしれないけれども、ただ、孤独死を少なくさせるということでは、見守りの回数をちょっと増やして下さったほうがいいんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

○**大方会長** 何かありますか。住宅課の話ではないかもしれませんが。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 見守りについては所管ではないんですけども、うちの場合は区立住宅を管理しておりますので、住宅連絡員の方と密接に連携をとって、そういったこともやっておりますので、その辺をどのように区全体にやっていくのかというのは、ちょっと検討が必要なかと思っております。

○**大方会長** そういう、本当に人がちゃんと回るというのも1つ、それから、さっきのような電子機器みたいなものを活用するというのも1つ、それから、ある市なんかでは既にやっているとありますが、宅配便の方とか郵政の方とか、そういう自宅訪問される方の力を借りるとか、それを総合的に組み合わせる必要があるのかなという気がするんですね。

○**伊藤委員** 一番の見守りって、近所づき合いですよね。コミュニティがすごく大切なんじゃないのかなと。そういう意味では町会単位でやるのか、あるいは向こう三軒両隣という人間関係の中で見守ってもらうという、そういう関係が築けるといいなと思うんですけども、なかなか。むしろ隣近所のほうが問題があって、なかなか声がけできないみたいなのところがあったりなんかするので、その辺はちょっと難しい問題があるかと思うんですが、それは町会として考えてあげるとか、町会でまとめられない部分について地区協議会でそれを取り上げて、どういうふうに解決していくのかというのを取り組みをやっていくんだと思うんですけども、こういう紙面に残すとそれで終わってしまうというのは、何かちょっとまずいんじゃないのという

のが今協議会でもいろいろ、具体的に活動を伴う、行動が伴うような冊子づくりにしていけないと、冊子をつくったらもうそれで終わりというのはまずいよという、それをちょっと一步踏み込んで、踏み出していこうということをやっていないと、ちょっと問題の解決にはならなくて、話だけで終わっちゃうというのは、これは幾ら何でもそれはないでしょうということになっていくのかなというふうにはちょっと思うんですけどもね。

○大方会長 それと、やっぱり市民の方だけではね。要するに、専門家じゃない人だけではいろんなためらいがあって、うまくいかないということもいろいろやっていくとわかってきていますね。だから、必ずやはり介護とか保健師さんとかお医者さんとか、そういう人もいて、その人と密に連携しながら日常的には普通の市民の方が見守りもやるけれども、何かあったら、ぱっとそういう人が来てくれるとかですね。特に、引きこもっちゃっている方がどんどん弱っていったって危ないんですよ。ところが、そういう人こそ一番声がけを嫌がるんですよ。うるさいとか、ブザーを押しても出てこないとかね。そういう対策。そうなったときに一般の住民の方はちょっと手が出せなくなってくるから、そこで専門家がぱっと支援していくというのが非常に重要なので、そういう体制をつくらないといけなくて、何か地域の住民の力で自発的に何か起き上がるのをあっせんするだけとか、それはやっぱりだめだと思うんですよ。それがこれからの課題だなと思いますけれどもね。

いかがでしょうか。

じゃ、どうぞ。

○篠原委員 お年寄りに住宅を貸したがないという話があったんですけども、新宿区の空き家がどのくらいあって、空き家のオーナーの人たちもそんなような意識だったんですか。ちょっとそこを忘れてしまったので、お聞きしたい。

○事務局（佐藤住宅課長） 新宿区の場合、先ほどの新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書の11ページに、住宅・土地統計調査で、空き家率は平成20年で12.6%となっております。これは5年ごとの調査ですので、25年はこれからということでございます。

以上です。

○大方会長 そういう話でよろしゅうございましたか。

○篠原委員 いや、そうじゃなくて、そうすると12.6%の空き家があるということがわかったんですけども、その空き家のオーナーの人たちもやっぱり、お年寄りについては病気とか死ぬということが心配で貸したがないという、そこは普通のお年寄りに貸している人たち、あるいは貸していたんだけども空いたという、そういうオーナーの人たちは同じ意識なんです

かね。そこまでは調査していないということですか。

○大方会長 空き家問題は、いろいろ住宅のタイプによっていろんな問題の違いがあると思うんですね。1つは古い木造アパートみたいなもので、人気がなくともう空いちゃっている、お風呂がないようなやつですね。これが1つ問題がありますね。もう一つは、持ち家で、御夫婦が住まれておりましたけれども、一人暮らしになって、住みきれなくなっちゃって、どこか施設へ入っちゃったとか、子どもの同居のところへ移っちゃったけど建物だけが残っているというのはありますよね。それぞれその空き家をどう活用するかという施策は、随分違っているんだと思うんですね。あとは、余り立派なマンションをつくり過ぎて空いているとか、そういうのもあるかもしれませんけれどもね。だから、その辺、住宅別にもう少し実情を調べないと問題の所在がわからないかなと、確かに私もそういう気がしますね。

○桑原委員 ちょっとよろしいですか。桑原でございます。

今、現状の賃貸の実情というのは、新宿区内でも、やっぱりこれは今デフレスパイラルの影響で、空き家というか、要するに賃貸物件は空いています。空いているんですけども、高額物件が結構、新宿の場合は立て直しますと、木造の古いアパートから立て直しますと、大体10万以上いってしまうんです。そうすると、高齢者の方の年金とか収入から考えると入れないというのがまず1つあります。ですから、いいマンションができちゃって空いているという部分が結構多いですね。ですから、古くてお年寄りにもちょうどいいというものが年々建て替えてなくなっているというのも現状です。

○大方会長 どうぞ。

○石川委員 私も土屋さんと御一緒にこの報告書をつくりました。いろいろな施策の連携は必要だというのは、当然、検討委員会のところで出ました。その実績はどうかということも住宅課のほうでこれを報告をしていただいて、まだいろいろ問題はあるということもわかりました。それで、これから先を考えていくときに、こういう内容を具体的なモデル事例や地区別の具体的なことを検討していくとこういうことなんだともっと具体的に出てくるんです、それで、そのときに、その連携の仕方も、いろいろな情報をただ本だけ出してもだめだというのはよくわかります。それから、つなげ方にも問題があるということもわかっていて、線をただ引いただけじゃありません。別に意味として申し上げたいのは、私たちもいろいろ検討しながら考えて、こういう施策をどうやってつなげていくかという課題があるということもわかってきて、これを具体的な地域、それから地区にもそうですが、施設や住宅とつなげて具体的に検討していけば、もっとそのつながりもよくわかってくるんじゃないのかと思い、私は次の段階に対してゼ

ひ活用していただきたいと思っております。

ちょっとつくりました関係で、黙ってお聞きしてばかりいて申しわけなかったんですけども、どうぞよろしく。よろしくと申し上げちゃいけないのかもしれませんが、これから御一緒にやってみますので。お願いします。

○大方会長 私もちょうといろいろ失礼なことを申し上げちゃったかもしれませんが、すぐれた報告書だと理解しております。やっとなんか課題の所在がわかったという気もしますので。

ですから、特にこの報告書、先ほど余り詳しく御説明いただけなかったけれども、29ページのあたりに、地域の日常生活圏域単位で住まいも含めたトータルな体制を組もうとか、32ページでは、ちゃんと地域における支援の輪の広がりをビフォー・アフターでこれからこうしていこうとか、いろいろ御提案は入っているわけですね。ですから、先ほど施策はまだまだ足りないとして申し上げたけれども、提案は十分にもう入っていると理解していますので、これをどうその具体の制度あるいは役所の体制に持っていくかという、その問題だろうと思いますね。

○伊藤委員 10出張所がありますので、その10の地域にこれを何か、せつかくこういうまとめたものがあるので、これを各出張所単位で何かもう少しかみ砕いて、地域の人が理解できるような、そういう場をつくっていくというか、場が必要なのかなというふうに思います。本当に、こういう審議会があるんですが、出張所、ここでまとめたものが冊子になってみんなに配られるだけではなくて、やっぱり各地域で特徴があるので、特徴のある地域によってかみ砕いた、自分のところに合った内容をもっと掘り下げた形の場合があつていいのかなというふうにもちょっと思うんですよね。それが一歩踏み出した活動、行動というふうに僕は言っているつもりなんですけれども。

○大方会長 私が言うのも変だけれども、よくわかるんですよね。ところが、29ページにあるように、やっぱり5つの輪がそれぞれあつて、重なろう、そこまではいいんだらうけれども、その真ん中のハブというか、軸の役を誰がやるかと。住宅がやるのか、福祉がやるのか、あるいは区長直轄で何か企画室でも置いてやるのかとか、行政的にはその辺の担い手というか、誰が軸になるのかというのが決まらないと、多分具体化しないんだと思うんですよね。だから、そこをよく庁内で調整していただいて、特別プロジェクトチームでもいいですけども、そういうのを組んで、地域ごとにこういうことをちゃんとやっていこうと、それが第一歩かなという気がしますけれどもね。一番区にとって難しい話だろうと思うんですけれどもね。恐らく大学なんかでもそうなんですけれども、会社でもそうですよね。

どうぞ。

○**土屋委員** 施策が足りている、足りていないという話、ボリューム感は絶対足りていないと思うんですね。細かい話でいうとどこまで足りているかわからないけれども、大きな何か項目出しはできていて、そのボリューム感が足りないのと、組み合わせが全然できていないので、何か相談に来たときに、この施策とこの施策組み合わせればいいのかと語れる方が多分いらっしやなくて、住宅課と福祉課の施策を両方熟知している方は多分いらっしやらないので、お二人いればいいのかもしいかなと思いますが、組み合わせとボリュームをこれからどうしていくかというところを、どうやって考えていくかというのがポイントなのかなというふうに思っています。

○**大方会長** いかがですか。まだ御発言いただいていない委員は。無理に御指名はしませんが。今日はどのぐらいのことを議論すればいいのか、今後のことも含めて、事務局からちょっと御説明いただけますか。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 事務局です。今日いただいた御意見を踏まえて、秋の10月から11月に第2回目の審議会を開催したいと思っております。そのときに、こういった課題の対策案を幾つかお示しできればいいかと思っておりますので、今日委員の皆様からいただいた課題に対するいろいろな御意見を踏まえて、秋の審議会に臨みたいと考えてございます。

○**大方会長** ということで、どんどん具体の施策のアイデアが今日は出ればいいのかということですから、さらに何か言い残したこととか思いついたこととかあれば、どうぞ。もう10分ぐらい時間はあると思いますから。

どうぞ。

○**西村委員** すみません、西村です。今の高齢者の話は、確かに皆さんもう言われているので、非常に皆さんの議論でいいかと思うんですけれども、本当にせつかくいろいろやってくださっている施策がうまく浸透していないのを、何とか浸透させて頑張ってください。

次も高齢者のお話ばかりなんですけど、子育てそのほかも含めてという全体的な住宅のまちづくりというふうなことの審議会としてはやらないんでしょうか。

○**事務局（佐藤住宅課長）** そうですね、今回の第1回、第2回については、この高齢者の課題に対して行っていきたいと思っておりますので、それ以降については今のところ未定ということで考えてございます。

○**大方会長** ただ、高齢者の問題というのは一人高齢者だけの問題ではないといつも言っている話で、特に最近私の同僚の大月先生も、近居なんて本を出しましたがけれども、若い世代のほうも近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいると子育て上も便利だというのがあつし、それ

がまた高齢者のほうの生きがいにもなり、ある種の見守りにもなる、そして仕事にもなるとか、いろんなことがあるわけですね。だから、高齢者の住まいの問題を考えていくと、必ず近くに若い世代も住めるような施策を考えなきゃいけないとか、それから、一方で戸建ての空き家が増えてきたと、その空き家を若い世代に貸すにはどうしたらいいとかですかね。そうすると、それなりの若い世代向けの子育て環境がないといけないとか、必ずそういう話になってくるんだと思うんですね。だから、そのことも含めて、少し議論したらいいんじゃないでしょうかね。

○西村委員 ぜひそうしていただけるといいかと思います。お願いします。

○大方会長 特にもしなければ、大体時間も2時間ほど経過しましたし、また次回もあるという事ですから。

じゃ、よろしければ、これでお返しします。

○事務局（山崎居住支援係長） 事務局から御連絡がございます。審議会議事録のホームページへの公開です。審議会終了の都度、当日の議事録の公開についてお諮りさせていただいております。本日の議事録につきまして、ホームページに公開してよろしいかどうか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

○大方会長 よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（山崎居住支援係長） 次に、委員の報酬についてです。委員報酬の振込先が事務局へのお届け先と変更されている場合には、審議会終了後に事務局までお知らせ願います。なお、本日の委員報酬のお支払い時期ですけれども、来月中旬に御指定の口座に振り込む予定となっております。

続いて、次回の審議会の日程でございます。平成26年度第2回の開催は、10月から11月を予定しております。開催通知は別途送付させていただきます。

以上でございます。

○大方会長 あと、特に別件でもいいですが、御意見なければ。

今日はありがとうございました。

午前11時22分閉会